

## 広島市子育て世帯訪問支援事業業務実施仕様書

### 1 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 2 派遣方法及び援助員について

- (1) 派遣方法（派遣対象者、派遣期間、主な援助内容、派遣回数、派遣時間）については、区地域支えあい課又は児童相談所（以下、区地域支えあい課等）が作成する支援計画のとおりである。委託事業者は、支援計画の記載事項に基づき援助員派遣計画を作成し、援助員を派遣する。
- (2) 援助員は区地域支えあい課等と委託事業者の協議により定める。市は、委託事業者が援助員として選考した者について、要件に該当する者であるか確認するため、委託事業者に必要な情報の提供を求められることができる。
- (3) 援助員は、次に掲げる要件に該当する者とする。
  - ア 育児及び家事に関する援助・指導を適切に実行する能力を有すること。
  - イ 心身ともに健康であること。
  - ウ 以下①～③に掲げる欠格事由のいずれにも該当していないこと。
    - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - ② 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
    - ③ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
  - エ 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理や守秘義務等についての研修及びAED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの）を修了していること。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。

### 3 業務内容等

#### (1) 委託業務の範囲

委託業務の範囲は、次のとおりとする。

- ア 広島市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条に規定する援助の実施に関すること。
- イ 援助の実施に係る打ち合わせへの参加に関すること。
- ウ その他実施事業に関する必要な事務に関すること。

#### (2) 報告事項等

- ア 委託事業者は援助員の派遣を行ったときは、援助員派遣実施報告書（個別）（様式第7号）を作成し、派遣後速やかに区地域支えあい課等に提出する。

イ 委託事業者は、派遣を実施した日が属する月の翌月10日（3月実施分は3月31日）までに、利用者の押印のある派遣内容確認書（第6号様式）及び派遣実施報告書（総括）（第8号様式）を区ごとに作成し、区地域支えあい課等に提出する。

ウ こども未来局こども青少年支援部こども・家庭支援担当が必要と認めるときは、業務の実施状況に係る検査または、必要な資料の提供及び報告、若しくは必要な指示をすることができる。

#### 4 委託料について

- (1) 市は、派遣時間及び時間区分に基づく単価により算出した料金を、援助を実施した委託事業者から提出された実施報告書に基づき実績払いするものとする。
- (2) 市は援助実施1回当たりにつき、派遣対象者宅への交通費・駐車料金の実費相当額を委託事業者に支払うものとする。
- (3) 市は、事前連絡なく又は定められた期間までに連絡なく、派遣対象者の都合により、援助を実施できなかった場合には、委託事業者に対し、派遣時間及び時間区分に基づく単価の20%の料金を支払うものとする（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。
- (4) 市と委託事業者の協議により、複数の援助員を派遣する場合は、派遣時間及び時間区分に基づく単価に援助員の人数を乗じた料金を支払うものとする。
- (5) 委託事業者は、業務を履行した月の翌月15日までに援助員派遣請求書（第9号様式）により、こども青少年支援部こども・家庭支援担当に請求する。

#### (6) 委託料単価

派遣時間	時間区分	単価／回 (消費税及び地方消費税は非課税)
60分以内	6時から8時まで	3,698円
	8時から18時まで	2,958円
	18時から22時まで	3,698円
	22時から翌6時まで	4,438円
60分を超え90分まで	6時から8時まで	5,163円
	8時から18時まで	4,130円
	18時から22時まで	5,163円
	22時から翌6時まで	6,195円
90分を超え30分毎	6時から8時まで	1,314円
	8時から18時まで	1,051円
	18時から22時まで	1,314円
	22時から翌6時まで	1,577円

派遣対象者宅への交通費・駐車料金相当額（定額）	300円
-------------------------	------

#### 5 危害行為への対応

派遣対象者から援助員が故意に危害行為（法令違反その他著しく常識を逸脱する行為）を受けた場合は、当日の援助を中断し、退避すること。その後、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みが

なく危険行為が繰り返される場合は、市は委託事業者と対応を協議すること。

## 6 賠償責任保険

市は、当該損害に係る治療費等を負担しない。このため、委託事業者は、援助員派遣の実施に当たっては、当該派遣に関する業務に係る賠償責任保険に加入すること。

## 7 事故の防止及び報告

事業の実施にあたっては、当該事業の実施による事故の発生又はその再発の防止に努めること。なお、育児・養育支援中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（国通知）」に従い、速やかに報告すること。

## 8 個人情報の取扱いに関する事項

委託事業者は、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、広島市個人情報保護条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じるものとする。

## 9 その他

- (1) 市は、委託事業者がこの仕様書に掲げる事項及び委託業務に対し、特に指示した事項について違反したとき又は誠実に履行する見込みがないと認めたときは、契約を解除することができる。
- (2) 市は、必要があると認めたときは、業務の実施状況を調査することができる。
- (3) 委託事業者は、責任を持ってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは誠意をもって迅速かつ適切に対応すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、その都度協議のうえ実施するものとする。